

別記様式第28号（第54条関係）

その1

営業の方法  
(無店舗型性風俗特殊営業)

氏名又は名称

広告又は宣伝をする場合に  
使 用 す る 呼 称

事務所の所在地

無店舗型性風俗特殊営業の種別 法第2条第7項第 号の営業

広告 又 は 宣 伝  の 方 法	①する ②しない ① 広告物の表示 (場所 : ) ② 新聞・雑誌 (広告の頻度 : ) ③ インターネット (URL : ) ④ 割引券、ビラ等の頒布 (場所 : 該当するものを囲む) ⑤ その他 ( ) ⑥ 広告又は宣伝はしない
	広告又は宣伝をするときに 18歳未満の者の 利用禁止を明 らかにする方法  ホームページ入口に「18歳未満の方は利用できません。」 と表示等
日本国籍を 有しない者を 従業者として 使用すること	①する ②しない ①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者を 従業者として 使用すること	①する ②しない ①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
役務提供の態様	

受付所を設けない場合は以下記載の必要なし

その2 (法第2条第7項第1号の営業を営む場合において、受付所を設ける場合)					
営業時間	午前	午前	午後	午後	
	時	分から	時	分まで	
受付所の入口における18歳未満の者の立入禁止の表示方法	午前0時から午前6時までの時間は、営業できない。				
酒類の提供	①する    ②しない ①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法				
受付所において他の営業を兼業すること	①する    ②しない ①の場合：当該兼業する営業の内容				

#### 備考

- 1 「広告又は宣伝の方法」欄には、広告又は宣伝を行う予定がある場合、その媒体及び各媒体ごとに必要な事項を記載すること。
- 2 「役務提供の態様」欄には、次の事項を記載すること。
  - (1) 法第2条第7項第1号の営業にあつては、異性の客に接触する役務の種類（身体を洗うか否かの別、マッサージをするか否かの別等）
  - (2) 法第2条第7項第2号の営業にあつては、販売又は貸付けの別、物品の種類（令第4条各号のいずれに該当するかの別）等
- 3 「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なもの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への種類の提供を防止する方法を記載すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。